

## 目 次

議会日誌	1
議長会の動き	6
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	12
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
東京河川改修促進連盟	
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	
市議会議員共済会	
青梅市議会新着図書目録	22
要綱・要領等の制定、改廃の状況	23
制定された要綱・要領	24
青梅市国際交流事業援助団体選定委員会設置要綱	以下10件

## 議 会 日 誌

< 5 月 >

- 9 日 (木) 午前10:00 全員協議会 [説明事項、協議事項]
- 10 日 (金) 午前 9:00 新人議員研修
- 13 日 (月) 午後 3:00 東京都市議会事務局長連絡会議 [あきる野市役所一局長]
- 15 日 (水) 午前10:00 令和元年市議会定例会 5 月招集議会 本会議 [仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会期の決定、副議長の選挙、議会運営委員の選任、常任委員の選任、東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙、青梅、羽村地区工業用水道企業団議会議員の選挙、西多摩衛生組合議会議員の選挙、東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦の件、青梅市監査委員の選任]
- 午前11:49 議会運営委員会
- 午後 2:33 総務企画委委員会
- 午後 2:33 福祉文教委員会
- 午後 2:34 環境建設委員会
- 午後 2:41 予算決算委員会
- 午後 3:45 全員協議会 [ < 議長提出事項 > … 1. 各種委員の選出について ]
- 22 日 (水) 午後 3:00 議会運営委員会
- 23 日 (木) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会定期総会 [京王プラザホテル多摩一久保議長(会長)、山内副議長、小山総務企画委員長、局長、次長、庶務係長]
- 24 日 (金) 午前10:00 大阪府和泉市議会議員視察 [市役所一電子表決システム等を活用した議会運営について]
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会 [東京自治会館一久保議長、局長]
- 午後 3:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会 [東京自治会館一久保議長、寺島・山崎・天沼議員、局長]
- 26 日 (日) 午後 1:00 青梅市環境美化大会
- 27 日 (月) ~28 日 (火) 新人議員施設見学会  
全国競艇主催地議会協議会正副会長・顧問議会事務局長会

		議・事務局長会議・正副会長会議・視察 [名古屋東急ホテル、ミニポートピア栄一久保議長、局長]
29日 (水)	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室一久保議長、山内副議長、局長]
	午後 2:00	関東市議会議長会定期総会 [調布市グリーンホール一久保議長、局長]
30日 (木)	午前10:30	東京都三多摩地区消防運営協議会役員会・通常総会 [東京自治会館一久保議長、局長]
	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室一鴻井監査委員]
	午後 3:00	東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館一久保議長、局長]
31日 (金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和元年市議会定例会 6月定例議会 本会議 [議案審議、陳情審議、一般質問]
＜6月＞		
3日 (月)	午前10:00	本会議 [一般質問]
4日 (火)	午前10:00	本会議 [一般質問]
	午後 4:49	議会運営委員会
6日 (木)	午前 9:30	環境建設委員会
	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
10日 (月)	午前10:00	予算決算委員会
	午前11:25	全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 市民と市長との懇談会の開催について、2. 青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について、3. いじめゼロ宣言・子ども議会の開催について、4. 吉川英治記念館の寄付にかかる協議状況について、5. 青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について、6. 幼児教育・保育の無償化について、7. 令和元年度における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成の取組について]
11日 (火)	午後 1:00	全国市議会議長会定期総会 [東京国際フォーラム一久保議長、局長]
12日 (水)	午後 1:30	市議会議員共済会代議員会 [砂防会館別館一久保議長、局長]
13日 (木)	午後 1:30	青梅市議会議員研修会

- 14日（金） 午前 9:15 議会運営委員会  
午前10:00 本会議〔総合病院建替特別委員会設置に関する動議、東青梅  
1丁目地内諸事業用地等特別委員会設置に関する動議、委  
員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議〕  
午前10:10 総合病院建替特別委員会  
午前10:12 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会  
午前10:23 予算決算委員会理事会  
午後 1:43 環境建設委員会
- 18日（火） 午前10:00 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
- 25日（火） 午後 1:30 総合病院建替特別委員会
- 26日（水） 午後 1:30 定期監査講評、例月出納検査〔第3委員会室―鴻井監査委員〕  
午後 4:00 西多摩地区議長会事務局長連絡会議・定例総会〔福生市役所  
―久保議長、局長〕
- 27日（木）～28日（金） 全国競艇主催地議会協議会正副会長会議・役員会・定期総会・  
視察〔都ホテル尼崎、ボートレース尼崎―久保議長、山内  
副議長、小山総務企画委員長、局長〕
- < 7月 >
- 1日（月） 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会新旧会長引継式〔ボートレー  
ス江戸川―久保議長（会長）、局長、次長、庶務係長〕
- 2日（火） 午後 1:30 東京都河川改修促進連盟理事会〔練馬区役所―久保議長、局  
長〕
- 4日（木） 午後 2:00 埼玉県入間市議会議員行政視察〔市役所―圏央道青梅インタ  
ーチェンジ北側の土地利用について〕
- 5日（金） 午前10:00 福祉文教委員会  
午後 2:00 東京都市議会事務局中堅幹部職員研修会〔東京自治会館一次  
長、主査〕
- 8日（月） 午前 9:30 青梅市都市計画審議会〔議会大会議室―阿部・井上・ぬのや・  
ひだ・榎澤・山田・山内議員〕
- 9日（火） 午後 2:00 東京都市監査委員会役員会〔昭島市役所―鴻井監査委員〕
- 11日（木） 午前 9:30 病院事業会計決算および資金不足比率審査〔総合病院会議室  
―鴻井監査委員〕  
午後 1:00 一般・特別会計決算および基金運用状況等審査（現地調査）  
〔わかぐさ公園以下5カ所―鴻井監査委員〕

- 午後 2:00 青梅日の出間都道整備促進協議会理事会・総会 [日の出町役場—久保議長、阿部環境建設委員長、天沼環境建設副委員長、局長]
- 午後 2:00 群馬県千代田町議会議員行政視察 [市役所、住友金属鉦山アリーナ青梅—青梅マラソンについて]
- 12日 (金) 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会臨時会 [羽村市水道事務所—みねざき・片谷・島崎議員]
- 17日 (水) 午後 2:00 東京都後期高齢者医療広域連合議会議案説明会 [東京自治会館—野島議員]
- 18日 (木) 午後 3:00 全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会 [ガーデンホテルハナヨー—久保議長、局長]
- 19日 (金) 午後 1:00 東京都市議会議会運営研究会 [調布市文化会館たづくり—議事係長]
- 午後 1:30 西多摩衛生組合議会総会・臨時会・全員協議会 [西多摩衛生組合一大勢待・湖城・迫田議員]
- 午後 2:00 東京都市議会事務局長研修会・連絡会議 [東京自治会館一次長]
- 23日 (火) 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会 [東京自治会館—山崎議員、窪田主任]
- 24日 (水) 午後 1:15 東京都市議会調査事務研究会 [国会議事堂 (衆議院) および憲政記念館—調査係長、窪田主任]
- 午後 1:30 いじめゼロ宣言・子ども議会
- 午後 2:00 東京2020 オリンピック 1年前セレモニー [東京国際フォーラム—山内副議長、局長]
- 25日 (木) 午前10:00 総務企画委員会
- 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—鴻井監査委員]
- 26日 (金) 午後 1:00 東京たま広域資源循環組合議会全員協議会・臨時会 [東京自治会館—鴨居議員]
- 29日 (月) 午後 1:30 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会および多摩地域都市モノレール等建設促進協議会合同総会 [パレスホテル立川—久保議長、阿部環境建設委員長、局長]
- 30日 (火) 午前10:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治会館—寺島議員、主査]
- 午後 1:30 東京都後期高齢者医療広域連合議会全員協議会・臨時会 [東

京区政会館—野島議員]

31日（水） 午後 3:00 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 [京王閣競輪場—鴻井・結城議員]

午後 4:00 西多摩地域広域行政圏協議会審議会代表者会議 [市役所会議室—久保議長]



## 議 長 会 の 動 き

### 東京都市議会議長会

5月13日（月） 事務局長連絡会議

\* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について（なし）
- 2 東京都市議会議長会理事会及び5月定例総会の運営について
- 3 令和元年度東京都市議会議長会研修計画について

\* 連絡事項

- 1 令和元年度東京都市議会議長会事業計画
- 2 令和元年度東京都市議会議長会関係役員
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 その他

5月30日（木） 定例総会

\* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

\* 協議事項

各市提出議案について（なし）

\* その他

- 1 令和元年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 令和元年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 令和元年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

7月5日（金） 事務局中堅幹部職員研修会

\* 講師紹介

早稲田大学マニフェスト研究所 中村 健 氏

\* 講演

「議会事務局は事務局なのか？」

\* 質疑応答

7月19日（金） 議会運営研究会

- \* 事例研究
  - 1 研究課題
  - 2 情報交換
- \* 研究結果発表
- \* 事務連絡

7月19日（金） 事務局長研修会・事務局長連絡会議

○事務局長研修会

- \* 講師紹介  
NPO法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー・代表理事 安藤 哲也 氏
- \* 講演  
「イクボスが働き方と社会を変える」～男性育休はボウリングの一番ピン～

- \* 質疑応答

○事務局長連絡会議

- \* 案件（了承）
  - 1 各市提出議案について
  - 2 都県提出議案について
  - 3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について
- \* 連絡事項
  - 1 令和元年度東京都市議会議長会関係役員について
  - 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- \* その他

7月24日（水） 調査事務研究会

- \* 視察先 国会議事堂（衆議院）、衆議院憲政記念館

## 関東市議会議長会

5月29日（水） 定期総会

- \* 会務報告等（了承）  
会務報告 以下3件
- \* 諸報告（全国市議会議長会）（了承）
- \* 議案審議



[会長提出議案]

- 1 平成30年度関東市議会議長会歳入歳出決算（原案どおり認定）  
歳入 予算額 2485万1438円 決算額 2814万6840円  
歳出 予算額 2485万1438円 決算額 1651万 900円  
差引残額 1163万5940円（翌年度へ繰り越し）
- 2 令和元年度関東市議会議長会歳入歳出予算（原案どおり決定）  
歳入、歳出ともに2369万6940円

[都県提出議案]（原案どおり決定）

- 1 発達障害が疑われる（グレーゾーン）の子どもへの支援の拡充について（埼玉県市議会議長会提出）
- 2 小学校外国語教育の整備及び充実のための講師配置について（千葉県市議会議長会提出）
- 3 広域道路交通ビジョンの推進について（栃木県市議会議長会提出）
- 4 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りの再考について（東京都市議会議長会提出）

\* 役員改選

会 長 横須賀市議会議長  
副会長 越谷市議会議長 以下3名  
支部長 小金井市議会議長 以下8名  
理 事 三鷹市議会議長 以下34名  
監 事 石岡市議会議長 以下2名

\* 相談役委嘱

調布市議会議長 以下8名

\* 次期総会開催市決定

横須賀市

\* 全国市議会議長会の役員・委員等について

全国市議会議長会

6月11日（火） 定期総会

\* 表彰式

\* 会議

- 1 報告（了承）

一般事務及び会計、地方行政委員会以下6委員会

(1) 平成29年度全国市議会議長会一般会計決算

歳入	予算額	6億1471万9000円	決算額	6億3326万3165円
歳出	予算額	6億1471万9000円	決算額	5億6958万3768円
差引残額	6367万9397円（翌年度へ繰り越し）			

(2) 平成29年度全国市議会議長会表彰基金会計決算

歳入	予算額	2350万2000円	決算額	2404万6990円
歳出	予算額	2350万2000円	決算額	1289万2261円
差引残額	1115万4729円（翌年度へ繰り越し）			

(3) 平成29年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算

歳入	予算額	7110万5000円	決算額	5190万3005円
歳出	予算額	7110万5000円	決算額	3383万6488円
差引残額	1806万6517円（翌年度へ繰り越し）			

(4) 令和元年度全国市議会議長会一般会計予算

歳入、歳出ともに6億5848万3000円

(5) 令和元年度全国市議会議長会表彰基金会計予算

歳入、歳出ともに2260万2000円

(6) 平成30年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算

歳入、歳出ともに4510万3000円

2 議案審議（原案どおり決定）

[部会提出議案]

(1) 東日本大震災からの早期復旧・復興について [東北部会]

(2) 原子力発電所事故災害への対応について [東北部会]

(3) 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興について [四国部会]

(4) 地域防災力の中核となる消防団の充実強化について [近畿部会]

(5) 北方領土問題の早期解決等について [北海道部会]

(6) 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について [九州部会]

(7) 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について [東海部会]

(8) 独立行政法人国立病院機構の機能強化及び充実について [四国部会]

(9) 居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長について [東海部会]

(10) 認知症施策の推進を求める要望について [東海部会]

- (11) 保育人材確保のための保育士の処遇改善と保育所の居室面積基準の弾力的運用の適用拡大について [北信越部会]
  - (12) 幼児教育・保育の無償化に伴う人材確保等について [近畿部会]
  - (13) 発達障害が疑われる（グレーゾーン）の子どもへの支援の拡充について [関東部会]
  - (14) 小学校外国語教育の整備及び充実のための講師配置について [関東部会]
  - (15) 学校 I C T 環境整備に係る財政支援について [九州部会]
  - (16) 小・中学校へのエアコン設置に伴う財政支援の拡充について [中国部会]
  - (17) 水道事業に対する財政支援の採択基準等の撤廃および緩和について [四国部会]
  - (18) 有害鳥獣対策の充実強化について [北海道部会]
  - (19) 防災重点ため池改修に係る財政支援について [四国部会]
  - (20) 未利用国有地の地域限定雪堆積場としての活用について [北海道部会]
  - (21) 道路交通網の整備推進について [東北部会]
  - (22) 高規格幹線道路を含む広域道路ネットワークの整備推進について [北信越部会]
  - (23) 広域道路交通ビジョンの推進について [関東部会]
  - (24) 地域公共交通ネットワークへの支援について [近畿部会]
  - (25) 九州における高速交通網等の整備促進について [九州部会]
  - (26) 北陸新幹線の早期完成について [北信越部会]
  - (27) 山陰への新幹線整備について [中国部会]
- [会長提出議案]

天皇陛下御即位に当たっての賀詞決議（案）

- (1) 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（案）
- (2) 地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議（案）
- (3) 地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応する防災・減災対策の充実強化に関する決議（案）
- (4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）

### 3 役員改選（原案どおり決定）

## 西多摩地区議長会

6月26日（水） 事務局長連絡会議・定例会議

○事務局長連絡会議

\* 協議事項（了承）

- 1 定例会議の運営について
- 2 情報交換
- 3 その他

○定例会議

\* 報告（了承）

会務報告

\* 議題

- 1 平成30年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 平成30年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳入	予算額	37万2700円	決算額	37万2617円
----	-----	----------	-----	----------

歳出	予算額	37万2700円	決算額	12万9905円
----	-----	----------	-----	----------

差引残額 24万2712円（翌年度へ繰り越し）

- 3 令和元年度西多摩地区議長会事業計画（案）について（原案どおり決定）
- 4 令和元年度西多摩地区議長会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）  
歳入、歳出ともに40万2800円
- 5 西多摩地区議長会役員の内選について（原案どおり決定）  
会 長 あきる野市議会議長  
副会長 奥多摩町議会議長  
監 事 青梅市議会議長、檜原村議会議長
- 6 その他

## 各種協議会等の動き

### 関東地区競艇主催地議会協議会

5月23日（木） 定期総会

\* 報告事項（了承）

会務報告について

\* 協議事項（原案どおり決定）

1 令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について

会 長 東京都六市競艇事業組合議会議長

副会長 東京都三市収益事業組合議会議長、府中市議会議長

監 事 みどり市議会議長、戸田競艇企業団議会議長

理 事 埼玉県都市競艇組合議会議長、青梅市議会議長、  
東京都四市競艇事業組合議会議長

2 令和元年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

歳入、歳出ともに 238万1000円（青梅市議会負担金13万9000円）

\* その他

全国競艇主催地議会協議会行事予定について

### 全国競艇主催地議会協議会

5月27日（月）～28日（火） 正副会長・顧問議会事務局長会議・事務局長会議・  
正副会長会議・現地視察

○正副会長・顧問議会事務局長会議

\* 報告事項（了承）

出席状況について

\* 協議事項（了承）

1 第51回事務局長会議及び第5回正副会長会議における協議事項等について

2 その他

○事務局長会議

\* 報告事項（了承）

出席状況について

\* 協議事項（了承）

- 1 第151回役員会・第133回定期総会の運営について
- 2 平成30年度事務事業について
- 3 競艇事業の現状について
- 4 2019年度の重要施策事項について
- 5 令和元年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について
- 6 令和元年度役員を選出について
- 7 その他

○正副会長会議

\* 報告事項（了承）

出席状況について

\* 協議事項（了承）

- 1 第151回役員会・第133回定期総会の運営について
- 2 平成30年度事務事業について
- 3 競艇事業の現状について
- 4 2019年度の重要施策事項について
- 5 令和元年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について
- 6 令和元年度役員を選出について
- 7 その他

○ 現地視察

ミニポートピア栄

6月27日（木）～28日（金） 正副会長会議・役員会・定期総会・現地視察

○正副会長会議

\* 報告事項（了承）

出席状況について

\* 議事（了承）

- 1 陳情について
- 2 第151回役員会・第133回定期総会の運営について
- 3 その他

○役員会・定期総会

\* 会員異動報告

\* 議事

- 1 平成30年度事務事業について（了承）

- 2 競艇事業の現況について（了承）
  - 3 2019年度重要施策事項について（了承）
    - (1) 事業運営体制の強化
    - (2) 開催支援
    - (3) 売上・収益拡大
  - 4 令和元年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について(原案どおり決定)  
歳入、歳出ともに2110万2000円（青梅市議会分担金34万8200円）
  - 5 陳情について（原案どおり決定）  
地方公共団体金融機構納付金制度の廃止について
- \* 令和元年度役員を選任について（原案どおり決定）
- 会 長 倉敷市議会議長  
副会長 東京都六市競艇事業組合議会議長 以下4 議会議長  
監 事 みどり市議会議長 以下5 議会議長
- 現地視察  
ボートレース尼崎

### 三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月24日（金） 理事会・総会

○理事会

- \* 会務報告（了承）
  - \* 協議事項（了承）
    - 1 平成30年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
    - 2 令和元年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
    - 3 役員を選任について
    - 4 総会決議（案）について
    - 5 第57回総会の開催について
  - \* その他  
参考資料について
- 総会
- \* 報告事項（了承）
    - 1 会務報告
    - 2 委員会報告

- (1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 清瀬市
- (2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 武蔵野市
- (3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 八王子市

\* 協議事項

- 1 平成30年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について  
(原案どおり認定)

歳入	予算額	193万5000円	決算額	193万4340円
歳出	予算額	193万5000円	決算額	75万6363円
差引残額	117万7977円（翌年度へ繰り越し）			

- 2 令和元年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について  
(原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 173万3000円

- 3 役員を選任について（原案どおり決定）

会 長 町田市議会議長  
副会長 小金井市議会議長、あきる野市議会議長、奥多摩町議会議長  
監 事 調布市議会議長、瑞穂町議会議長  
理 事 各市町村議会議長 24人

常任委員

第1委員会	委員長議会	東久留米市議会
	副委員長議会	調布市議会、武蔵村山市議会、瑞穂町議会
第2委員会	委員長議会	八王子市議会
	副委員長議会	昭島市議会、三鷹市議会、東大和市議会
第3委員会	委員長議会	福生市議会
	副委員長議会	日野市議会、小平市議会、清瀬市議会

- 4 総会決議（案）について（原案どおり決定）

7月23日（火） 第2委員会

\* 会務報告（了承）

\* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和元年度第2委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について

7月30日（火） 第1委員会

\* 現況報告



- \* 会務報告（了承）
- \* 議題（原案どおり決定）
  - 1 令和元年度第1委員会活動計画（案）について
  - 2 国・東京都に対する陳情書（案）について

## 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

7月29日（月） 総会

- \* 議事
  - 1 平成30年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業報告（了承）
  - 2 平成30年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）
 

歳入	予算額	615万0970円	決算額	615万 14円
歳出	予算額	615万0970円	決算額	64万8812円
差引残額	550万1202円（翌年度へ繰り越し）			
  - 3 令和元年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業計画（案）（原案どおり決定）

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業については、三鷹駅から立川駅間の全区間において高架化が完了しました。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに、中央線の複々線化が挙げられています。

本協議会では、連続立体交差事業と同時に都市計画決定しているものの整備未着手である複々線化等を促進するため、下記の事業計画を展開してまいります。

### 記

- 1 J R中央線三鷹・立川間の複々線化を促進するため、東京都や東日本旅客鉄道株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・東日本旅客鉄道株式会社等関係機関に対し要請活動を展開する。
- 2 沿線市の主体的なまちづくり事業を推進するため、国、東京都への支援を要請する。
- 3 青梅線立川・西立川間三線高架化事業を促進する。
- 4 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。

4 令和元年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 623万 202円

5 役員改選（原案どおり決定）

\* 総会決議

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したことで、18ヶ所の踏切が除却され、交通渋滞や踏切事故が解消するなど、大きな事業効果をもたらしている。また、沿線では再開発事業が進められるなど、まちづくりにも大きく寄与していることは、国、東京都をはじめ、地元国会議員、都議会議員の皆様、多大なるご尽力とご支援の賜であると、ここに深く感謝申し上げるものである。

一方、中央線の複々線化事業については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に挙げられているが、平成6年5月の都市計画決定以後、整備未着手となっている。

この事業は、依然として混雑率が180%を超える中央線の混雑緩和といった利用者の利便性向上にとどまらず、東京都全体の防災力の強化につながるとともに、都市間連携の強化にも資するなど、事業の多方面にわたる意義はたいへん大きく、また、青梅線、五日市線の輸送力増強や都心へのアクセス利便性の向上にも資するものであり、多摩地域全体の振興のため、複々線化事業及び青梅線立川駅・西立川駅間の三線高架化事業については、一日も早く事業化されるよう強く望むものである。

多額の費用の確保などの課題があるものの、今後とも、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一丸となって、沿線各市のまちづくりを進めるなど、事業促進に邁進することをここに宣言する。

右、決議する。

東京都三多摩地区消防運営協議会

5月30日（木） 役員会・通常総会

○役員会

\* 議題（了承）

1 通常総会の運営について

2 その他

○通常総会

\* 議事

1 平成30年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告（了承）

2 平成30年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入 予算額 75万2000円 決算額 75万1335円

歳出 予算額 75万2000円 決算額 16万1400円

差引残額 58万9935円（翌年度へ繰り越し）

3 令和元年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに73万5000円

\* 報告事項

令和元年度東京消防庁主要事業について 東京消防庁

東京河川改修促進連盟

7月2日（火） 理事会

\* 議事（了承）

1 平成30年度事業報告

2 平成30年度歳入歳出決算

歳入 予算額 854万8691円 決算額 854万7745円

歳出 予算額 854万8691円 決算額 158万1562円

差引残額 696万6183円（翌年度へ繰り越し）

3 会計監査報告

4 令和元年度事業計画（案）

5 令和元年度歳入歳出予算（案）

歳入、歳出ともに 972万8183円

6 令和元年度分担金（案）

市 5万5000円

7 第57回総会及び促進大会（案）

8 令和2年度役員（案）

9 その他

- \* 河川事業説明  
東京都建設局河川部
- \* 下水道事業説明  
東京都下水道局計画調整部

## 多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月29日（月） 総会

### \* 議事

- 1 平成30年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業報告（了承）
- 2 平成30年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出決算・監査報告  
（原案どおり認定）

歳入	予算額	312万3390円	決算額	312万2410円
歳出	予算額	312万3390円	決算額	64万9170円
差引残額		247万3240円（翌年度へ繰り越し）		
- 3 令和元年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業計画(案)（原案どおり決定）

多摩都市モノレール事業は、平成12年1月に、多摩センター駅・上北台駅間の約16km区間が開業し、平成30年度においては、1日平均乗車人員が14万4千人を超えるなど、地域市民の足として着実に定着しております。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、多摩都市モノレールの延伸が挙げられています。

本協議会では、引き続き関係機関と協力体制をとりながら、次の事業計画を展開してまいります。

### 記

- 1 全線93km間すべての事業採択へ向けた関係機関への強い働きかけを行う。
- 2 箱根ヶ崎方面、町田方面、八王子方面の延伸の早期事業化に向け、東京都や多摩都市モノレール株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・多摩都市モノレール株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
- 3 南北方面別の沿線市を中心とした事業促進に向けた活動を展開する。
- 4 構想路線の早期事業化に向け、促進活動を行う。
- 5 関連事業も含め、事業に必要な財源確保を、国及び東京都に対し、強く要請する。

- 6 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集を行う。
- 4 令和元年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出予算(案) (原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 331万4240円

\* 総会決議

多摩都市モノレールは、平成12年1月に多摩センター駅・上北台駅間約16キロが全線開業し、多摩都市モノレール株式会社の様々なサービス向上の取組などにより、平成30年度の一日平均乗客数は14万4千人を超え、地域住民の足として定着していることは、まことに喜ばしい限りである。

これもひとえに国、東京都はもとより、地元国会議員、都議会議員の皆様の多大なるご尽力とご支援の賜であり、ここに深く感謝申し上げるものである。

今後、東京の都市力を一層高めていく必要性が増している中で、多摩都市モノレール事業は、多摩地域の振興や連携強化に寄与し、多摩自立都市圏の形成を図る上で重要な公共交通網の根幹をなすものとして、構想路線全線の早期事業化が強く望まれている。

国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩都市モノレールの「上北台から箱根ヶ崎」、「多摩センターから八王子」、「多摩センターから町田」への延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として挙げられており、早期の事業着手に向け、国、東京都、地元国会議員、都議会議員の皆様には更なるお力添えをお願いするものである。

また、本協議会においては、昨年度より多摩地域の全市町村が加盟団体となり、まさに多摩地域一丸の協議会となったことは誠に力強い限りである。

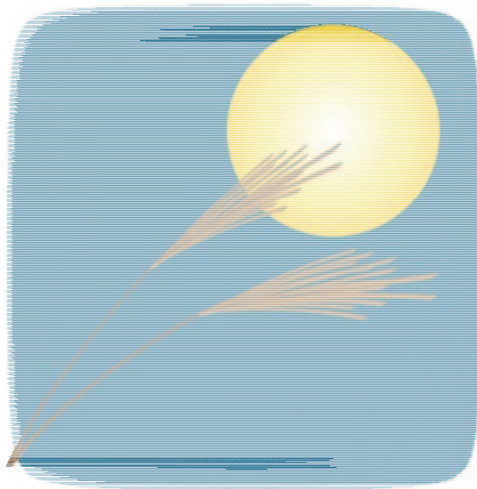
今後とも、多摩地域を相互に結ぶ多摩都市モノレール全線93キロの早期開業を期するため、国、東京都及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟の全市町村が一致協力し、事業の促進に全力で取り組むことをここに宣言する。

右、決議する。

市議会議員共済会

- 6月12日(水) 代議員会
- \* 役員を選任(原案どおり決定)
- \* 事務報告

- \* 議案審議  
平成30年度会計決算について（原案どおり認定）
- \* その他



## 青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
289	ソーシャル・チェンジ 笹川陽平、日本財団と生き方を語る	伊藤隆編	中央公論新社	31	四六
301	縮減社会の合意形成 人口減少時代の空間制御と自治	金井利之	第一法規	31	A5
304	愛する祖国へ	笹川陽平	産経新聞出版	28	四六
318	青梅市議会会議録 平成30年	—	青梅市議会	30	A4
318	青梅市議会関係例規集	青梅市議会	青梅市議会	令元	A5
318	全国市長会 120年史	全国市長会120年史編さん委員会	全国市長会	31	A5
318	全国都市の特色ある施策集(令和元年度版) ひとと地域が輝くまちづくり	全国市議会議長会	全国市議会議長会	令元	A4
318	政務活動費適正運用の手引	—	国政情報センター	令元	A5
369	高齢者の暮らしの手引き(令和元年度版)	青梅市	青梅市	令元	A4
369	まちづくりとしての地域包括ケアシステム 持続可能な地域共生社会をめざして	辻哲夫 監修 田代孝雄・内田要編	東京大学出版会	29	A5
518	東京都流域下水道 50年のあゆみ 安全で快適な暮らしと良好な水環境をめざして	東京都下水道局	東京都下水道局	31	A4
518	写真で見る東京都流域下水道 50年のあゆみ	東京都下水道局	東京都下水道局	31	A4
780	青梅市スポーツ推進計画 ～スポーツを楽しむまち・おうめ～(改訂版)	青梅市経済スポーツ部 スポーツ推進課	青梅市経済スポーツ部 スポーツ推進課	令元	A4

## 要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和元年5月～令和元年8月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市国際交流事業援助団体選定委員会設置要綱	制定	秘書広報課
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
青梅市指定管理者選定委員会設置要綱	改正	総務契約課
公共工事にかかる入札結果等の公表に関する要綱	改正	〃
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	〃
青梅市職員のVDT作業に関する管理基準	改正	職員課
青梅市下水道事業経営戦略策定検討委員会設置要綱	制定	下水管理課
青梅市下水道事業運営検討委員会設置要綱	制定	〃
青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱	制定	福祉総務課
令和元年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市生活困窮者家計改善相談支援事業実施要項	改正	〃
青梅市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱	制定	子育て推進課
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改正	〃
青梅市江戸前アユ増殖事業補助金交付要綱	制定	農林水産課
青梅市新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱	制定	〃
青梅市農地の創出・再生支援事業補助金交付要綱	改正	〃
青梅市都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱	改正	〃
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改正	〃
青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーによる防犯パトロール運用基準	改正	教育総務課
令和元年度青梅市学校給食用食材料購入費補助金交付要綱	制定	学校給食センター
令和元年度青梅市文化交流センター嘱託職員取扱要綱	制定	社会教育課



## 制定された要綱・要領

### 青梅市国際交流事業援助団体選定委員会設置要綱

#### 1 設置

青梅市国際交流基金条例施行規則（平成元年規則第24号）第5条の規定にもとづき、援助の決定に関し必要な事項を協議するため、青梅市国際交流事業援助団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する

#### 2 所掌事項

選定委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 基金の処分による援助に関すること。
- (2) 援助団体の選定に関すること。
- (3) その他基金の処分による援助について、必要な事項に関すること。

#### 3 組織

(1) 選定委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 企画部長

イ 副委員長 秘書広報課長

ウ 委員 市民活動推進課長、スポーツ推進課長および社会教育課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として選定委員会に出席させることができる。

#### 4 委員長および副委員長の職務

(1) 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 5 会議

選定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

#### 6 報告

委員長は、必要に応じて選定委員会の選定経過および結果を青梅市長に報告する。

#### 7 庶務

選定委員会の庶務は、秘書広報課が処理する。

#### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会が定める。

## 9 実施期日

この要綱は、令和元年6月12日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

# 青梅市下水道事業経営戦略策定検討委員会設置要綱

## 1 設置

青梅市下水道事業の効率化および経営健全化を目的とする青梅市下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定するに当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市下水道事業経営戦略策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 経営戦略の策定に関する事項
- (2) その他経営戦略の策定に関し、必要と認める事項

## 3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 環境部長

イ 副委員長 企画部長

ウ 委員 企画政策課長、財政課長、下水管理課長および下水工務課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

## 4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

## 6 報告

委員会は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

## 7 庶務

委員会の庶務は、下水管理担当課で処理する。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 9 実施期日等

この要綱は、令和元年7月9日から実施し、第6項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

# 青梅市下水道事業運営検討委員会設置要綱

## 1 設置

青梅市下水道事業の効果的な運営方法の検討に当たり、外部有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、青梅市下水道事業運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

委員会は、青梅市下水道事業の効果的な運営方法に関し、必要な意見交換等を行う。

## 3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員4人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 関係機関の職員 1人
- (3) 下水道利用者 1人

## 4 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## 5 委員長

- (1) 委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## 6 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、会議の議長となる。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## 7 報告

委員長は、必要に応じて委員会の会議の経過および意見等を市長に報告する。

## 8 庶務

委員会の庶務は、下水管理担当課が処理する。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 10 実施期日

この要綱は、令和元年7月9日から実施する。

# 青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱

## 1 目的

この要綱は、消費税および地方消費税の引上げが低所得者および子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起および下支えするためのプレミアム付商品券にかかる発行、販売等の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) プレミアム付商品券 前項の目的を達成するために、青梅市（以下「市」という。）が発行する商品券（以下「商品券」という。）をいう。

(2) 購入対象者 次に掲げる者をいい、それぞれの要件は別記に掲げるところによる。

ア 扶養外住民税非課税者

イ 基準日B子育て世帯主

ウ 基準日C子育て世帯主

エ 基準日D子育て世帯主

(3) 購入引換券 市が発行する商品券の引換券（様式第1号）をいう。

(4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借受けまたは役務の提

供をいう。

(5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(6) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあった商品券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

### 3 商品券の販売

(1) 商品券の販売種別は、次のとおりとする。

ア 扶養外住民税非課税者 1 人につき、2 万 5 千円分の商品券を 2 万円で販売すること。

イ 基準日 B 子育て世帯主、基準日 C 子育て世帯主および基準日 D 子育て世帯主（以下「対象世帯主」という。）1 人につき、2 万 5 千円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童（別記 2 (2) に定める対象児童をいう。以下同じ。）の数を乗じた金額分の商品券を 2 万円で当該対象児童の数を乗じた金額で販売すること。

ウ 別記 2 (4) の規定により購入対象者となる対象児童（別記 3 (3) および別記 4 (3) において準用する場合を含む。以下同じ。）1 人につき、2 万 5 千円分の商品券を 2 万円で販売すること。

エ 別記 2 (5) の規定により購入対象者となる DV 避難者（別記 3 (3) および別記 4 (3) において準用する場合を含む。以下同じ。）1 人につき、2 万 5 千円に当該 DV 避難者に同伴する対象児童の数を乗じた金額分の商品券を 2 万円で当該対象児童の数を乗じた金額で販売すること。

(2) 商品券の販売単位は、1 単位当たり 4 千円とする。

(3) 商品券の 1 枚当たりの額面は、5 百円とする。

### 4 商品券の使用範囲等

(1) 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

(2) 商品券の使用期間は令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間とする。

(3) 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

(4) 商品券は、転売、譲渡および換金を行うことができない。

(5) 商品券は、交付された本人またはその代理人もしくは使用者に限り使用することができる。

(6) 商品券は、以下に掲げる物品および役務の提供を受けるために使用することはできない。

ア 不動産または金融商品

イ たばこ

ウ 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ 国税、地方税または使用料等の公租公課

## 5 購入引換券の交付申請

(1) 別記1に定める扶養外住民税非課税者である購入対象者のうち、購入引換券の交付を希望する者は、購入引換券交付申請書（様式第2号）を青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

(2) 前号による交付申請期間は、令和元年8月1日から令和2年1月31日までの間とする。

## 6 代理人による購入引換券の交付申請

(1) 申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げるものに限る。

ア 平成31年1月1日時点における申請者の属する世帯の世帯構成者

イ 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）

ウ 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

(2) 市長は、代理人が前号アの者である場合にあつては、住民基本台帳により、また、同号イおよびウの者である場合にあつては、別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

## 7 購入引換券の交付決定等

(1) 市長は、第5項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、購入引換券の交付を決定し、当該購入対象者に対し購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、当該購入対象者に連絡の上、必要な資料、説明等を求めるものとする。

(2) 別記1(5)に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき同別記1(5)に規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不交付決定とする（市において、当該児童等の施設等への入所等の事実を把握した時点で、当該児童等にかかる購入引換券の代理申請について、交付決定がすでに行われている場

合を除く。)

- (3) 別記 1 (6)に規定する者が同別記 1 (6)に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定がすでに行われている場合を除く。)
- (4) 別記 1 (7)に規定する者については、当該者分の購入引換券につき同別記 1 (7)に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（市において、当該者の施設等への入所等の事実を把握した時点で、当該者にかかる購入引換券の代理申請について、交付決定がすでに行われている場合を除く。)
- (5) 市長は、別記 2 から 4 までの対象世帯主、別記 2 (4)の規定により購入対象者となる対象児童および別記 2 (5)の規定により購入対象者となるDV避難者に対しては、それぞれの要件の確認をもって、別に定める方法により、購入引換券を交付する。

## 8 商品券の購入

- (1) 購入引換券の交付を受けた購入対象者、その代理人または使用者は、市長が別に指定する場所において当該購入引換券を提示することにより、商品券を購入することができる。この場合において、市長は、別に定める方法により、当該購入対象者、その代理人または使用者の本人確認および代理権の確認を行うものとする。
- (2) 市は、前号に定める手続により商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に第 3 項第 2 号に定める販売単位 1 単位当たり 1 回、市長が別に定める確認印を押印するものとする。
- (3) 前号の確認印を五回押印した購入引換券については、購入対象者の氏名および住所の箇所に確認印を押印し、余白に失効と朱書きすることをもって失効させる。
- (4) 商品券の購入期間は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日までの間とし、詳細な日時については、市長が別に定める。

## 9 転入者による商品券の購入

市に転入した購入対象者が、他の市町村により交付された購入引換券により商品券を購入しようとするときは、市長が別に指定する場所において、当該購入引換券を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、別に定める方法により、当該購入対象者の本人確認を行うものとする。

## 10 特定事業者の登録等

- (1) 市は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

(2) 市内の商店街振興組合（商工会、事業協同組合等）は、その構成員である事業者に代わって、前項の応募をすることができる。

#### 11 特定事業者の責務

(1) 特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡および売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他前項第1号の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

(2) 市長は、特定事業者が前項第1号の募集要項に定める事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができるものとする。

#### 12 商品券の換金手続

(1) 市は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

(2) 前号の場合において、特定事業者は、別に市長が定める取次金融機関に、第10項第1号の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和2年4月10日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

(3) 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとする。

(4) 特定事業者は、取次金融機関に対し令和2年4月10日までに商品券の換金を申し出なければならない。

#### 13 商品券に関する周知等

市長は、商品券にかかる事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により、住民への周知を行うものとする。

#### 14 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長は、前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第5項第2号の申請期限までに同項第1号の規定による申請が行われなかった場合、購入対象者が商品券の購入を辞退したものとみなす。

(2) 市長は、第7項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

#### 15 不当利得の返還

市長は、購入引換券の交付後であって令和2年3月31日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であること



を把握したときは、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- (1) 返還対象者が商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。
- (3) 返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券または購入引換券を所持している場合には、第1号と同様の措置を講ずる。

## 16 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

## 17 実施期日等

この要綱は、令和元年6月14日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

## 別記（第2項、第3項、第5項および第7項関係）

次の1から4までに掲げる購入対象者の要件は、当該1から4までに列記するところによる。

### 1 扶養外住民税非課税者

- (1) 平成31年1月1日（以下「基準日A」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日A以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定にもとづき住民票を消除されていた者で、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）
- (2) 令和元年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者お

よび同法の規定による扶養親族ならびに同法の規定による青色事業専従者および白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

(3) 前記(1)および(2)の規定にかかわらず、基準日Aにおいて、次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなないこと。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(ただし、基準日Aに保護が停止されていた者および平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に保護が廃止され、または停止された者を除く。)

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)にもとづく支援給付(以下この号において「支援給付」という。)の受給者(ただし、基準日Aに支援給付の支給が停止されていた者および平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、または停止された者を除く。)

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。)の受給者に限り、基準日Aに援護加算の認定を停止されていた者および平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、または停止された者を除く。)

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下「援護」という。)を受けている者(基準日Aに援護が停止されていた者および平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護が廃止され、または停止された者を除く。)

(4) 前記(1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、購入対象者としなないこと。

ア 基準日Aから購入引換券の交付が決定される日(以下「交付決定日」という。)までに死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(5) 基準日Aにおいて、以下のアからカまでのいずれかに該当する児童等(児童(基準日Aにおいて満18歳に満たない者(平成13年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)および児童以外の者(児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得な

い事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))をいう。以下同じ。)については、前記(1)の要件の適用に当たっては、当該児童等を以下のアからカまでの措置等を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし(当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。)、前記(2)の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保護者をいう。以下同じ。)の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。ただし、基準日Aにおいて、以下のエ、オまたはカに該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父または母(以下「児童等である父または母」という。)がその子である児童(以下「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父または母および子である児童は、児童等である父または母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父または母の扶養親族等とみなすこと。

ア 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、委託されているものに限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けてもしくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、もしくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、または同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施もしくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者ならびに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所もしくは指定医療機関への入院または保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所または入院している者に限る。)

- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けてまたは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (6) 基準日Aにおいて、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「DV避難者」という。）およびその同伴者であつて、基準日Aにおいて居住している市町村（以下「居住市町村」という。）にその住民票を移していないものについては、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、前記(1)の要件の適用に当たっては、当該DV避難者を居住市町村の住民とみなし（当該者が当該居住市町村の住民でない場合に限る。）、前記(2)の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。
- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していることまたは健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるその配偶者

の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条にもとづく保護命令（同条第1項第1号にもとづく接近禁止命令または同項第2号にもとづく退去命令）が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日Aの翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）にもとづくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(7) 基準日Aにおいて、以下のアまたはイのいずれかに該当する者については、前記(2)の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所または入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

## 2 基準日B子育て世帯主

(1) 購入対象者となる基準日B子育て世帯主は、令和元年6月1日（以下「基準日B」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日B以前に、住民基本台帳法第8条の規定にもとづき住民票を削除されていた者で、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Bの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下「基準日B住民」という。）であ

って、(2)に規定する対象児童の属する世帯の世帯主であること。

(2) 対象児童は、基準日B住民であって、平成28年4月2日以降に出生した者であること。ただし、対象児童が、次のアまたはイに該当する者であるときは、対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 前記(1)の規定にかかわらず、次のアからウまでのいずれかに該当する者は、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなすこと。

ア 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、国外に転出している者

ウ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 前記(1)から(3)までの規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて、前記1(5)アからカまでのいずれかに該当する場合、または、基準日Bにおいて同アからカまでのいずれにも該当しなかった対象児童が、交付決定日において同アからカまでのいずれかに該当する場合には、当該対象児童を購入対象者とする。ただし、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童にかかる基準日B子育て世帯主としないこと。

(5) 前記(1)から(3)までの規定にかかわらず、対象児童が前記1(6)に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて居住市町村にその住民票を移しておらず、前記1(6)アの要件を満たし、かつ、同イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者およびその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす（当該DV避難者および当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である基準日B子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者および当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。

### 3 基準日C子育て世帯主

(1) 前記2の規定にかかわらず、令和元年7月31日（以下「基準日C」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日C以前に、住民基

本台帳法第8条の規定にもとづき住民票を消除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下「基準日C住民」という。）であって、(2)に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日C子育て世帯主」という。）についても購入対象者とする。

(2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、令和元年6月2日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日C対象児童が、次のアまたはイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 前記2(3)から(5)までの規定は、基準日C子育て世帯主および基準日C対象児童について準用すること。この場合において、これらの規定中「基準日B子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えること。

#### 4 基準日D子育て世帯主

(1) 前記2および3の規定にかかわらず、令和元年9月30日（以下「基準日D」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定にもとづき住民票を消除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下「基準日D住民」という。）であって、(2)に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日D子育て世帯主」という。）についても、購入対象者とする。

(2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、令和元年8月1日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日D対象児童が、次のアまたはイに掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなすこと。

ア 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 前記2(3)から(5)までの規定は、基準日D子育て世帯主および基準日D対象児

童について準用すること。この場合において、これらの規定中「基準日B子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えること。

## 令和元年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者を学童、別表第2に掲げる学校に在学中の者を生徒という。
- (2) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (3) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (4) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (5) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (6) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

### 3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件については別表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給
- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給

### 4 支給金額、支給時期および支給方法



支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

## 5 実施期日等

この要綱は、令和元年6月1日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

# 青梅市未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金支給事業実施要綱

## 1 目的

この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領（平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）にもとづき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前項の目的を達するために、青梅市（以下「市」という。）によって支給される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

## 3 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等

- (1) 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給するものとする。
- (2) 前号の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、1万7千5百円とする。

## 4 申請受付開始日および申請期限

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金にかかる市の申請受付開始日は、令和元年8月1日とする。
- (2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和2年1月31日までとする。

## 5 申請および支給の方式

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記2の規定にもとづき、未婚の児童扶養手

当受給者に対する臨時・特別給付金申請書（請求書および申請取下げ書）（別記様式）により申請を行うものとする。

(2) 申請者による申請および市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、ウに掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うことができるものとする。

ア 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請方式 申請者が申請書を市の担当課窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 市長は、第1号の規定による申請の際、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

(4) 市長は、第1号の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

## 6 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他扶養義務を有する親族等で市長が特に認めるものとする。この場合においては、当該代理人であることが確認できる書類等を提示することとする。

## 7 申請後の事情変更の取扱い

申請者は、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）前に支給対象者の要件に該当しなくなった場合は、第5項に規定する取下げ書により当該申請を取り下げるものとする。この場合において、申請者から、第4項第2号の申請期限までに取下げが行われなかった場合、当該未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

## 8 支給の決定

市長は、第5項第1号の規定により提出された申請書を受理したときは、基準日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給するものとする。

## 9 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知

市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

#### 10 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4項第2号の申請期限までに第5項第1号の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第7項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

#### 11 不当利得の返還

市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求めるものとする。

#### 12 受給権の譲渡または担保の禁止

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならないものとする。

#### 13 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

#### 14 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年8月1日から実施し、令和2年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関してこの要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続および未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

#### 別記（第2項および第5項関係）

次の1および2に掲げる事項の要件は、当該1および2に列記するところによる。

##### 1 支給対象者

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、青梅市内に住所を有する、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給にかかる監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父または母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、「基準日」において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないものまたは基準日において当該父もしくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、すでに前記(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

1の(1)に規定する者が死亡した場合(1の(2)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者
--	---------------------------

## 2 支給の申請

- (1) 市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。
- (2) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、市が基準日における住所地であるものは、市に対して支給の申請を行う。
- (3) 前記(1)および(2)の規定にかかわらず、1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者にかかる1の(1)に規定する者がこの2の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）は、市に対して支給の申請を行う。

## 青梅市江戸前アユ増殖事業補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、稚鮎等の放流により、東京湾から多摩川を遡上してくる鮎（以下「江戸前アユ」という。）の増殖を図り、もって内水面漁業振興および地域の活性化を

図ることを目的に、予算の範囲内において青梅市江戸前アユ増殖事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

## 2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、青梅市の区域内に所在する漁業協同組合とする。

## 3 補助対象経費

補助対象経費は、江戸前アユを増殖するための事業（以下「江戸前アユ増殖事業」という。）のために放流する稚鮎等の購入にかかる費用とする。

## 4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市江戸前アユ増殖事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

## 5 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、青梅市江戸前アユ増殖事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## 6 申請の撤回

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

## 7 補助事業の変更

補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、青梅市江戸前アユ増殖事業変更承認協議書（様式第3号）により、市長の承認を受けなければならない。

## 8 補助事業の中止または廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、青梅市江戸前アユ増殖事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。

## 9 実績報告等

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに青梅市江戸前アユ増殖事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(2) 補助事業者（当該補助金にかかる消費税仕入控除税額を補助金額から減額して

申請した者を除く。)は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金にかかる消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### 10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市江戸前アユ増殖事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

#### 11 補助金の交付および請求

- (1) 前項に規定する確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに青梅市江戸前アユ増殖事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 12 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。
- (2) 前号の規定は、第10項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

#### 13 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第10項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した

場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### 14 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

#### 15 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年5月28日から実施し、令和4年3月31日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

## 青梅市新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、東京都の新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年4月1日付け30産労農振第2348号。以下「都実施要綱」という。）にもとづき青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の新規就農者が行う事業に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、当該新規就農者の農業経営を早期に安定させることを目的とする。

### 2 補助対象者

この補助金の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、1人以上の受益者（都実施要綱第4に規定する受益者の要件を満たすものをいう。）を含むものとする。ただし、暴力団員等（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助対象者とししない。

(1) 3戸以上の農業者で構成される営農集団

(2) 特認経営体（3戸未満の経営体）

(3) 農業経営を行う法人（法人内の農業従事者が2名以下の場合はイの規定を準用する。）

### 3 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、就農定着に必要な次に掲げる施設等にかかる経費とし、補助対象者1戸当たり100万円以上5千万円以下とする。ただし、当該施設等のうち対象外となるものの条件および補助対象経費の構成は、別表に定めるところによる。

- (1) 生産施設
- (2) 流通・販売施設
- (3) 農畜産物加工施設
- (4) 畜舎および畜産関連施設
- (5) 栽培関連施設
- (6) その他就農に必要な施設
- (7) 農畜産業用機械
- (8) 簡易な基盤整備

#### 4 補助金の額

- (1) 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に8分の7を乗じて得た金額とし、毎年度予算の定める範囲内で交付するものとする。
- (2) 補助金の額は、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### 5 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市新規就農者定着支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、前号の規定による申請をするに当たっては、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを補助金から減額しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### 6 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、速やかに青梅市新規就農者定着支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により



申請者に通知するものとする。

## 7 申請の撤回

申請者は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

## 8 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、すでに経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

## 9 申請事業の変更等

(1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、青梅市新規就農者定着支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助事業者を変更しようとするとき。

イ 補助対象経費または事業量の3割を超えて変更するとき。

ウ その他市長が特に必要と認めたとき。

(2) 市長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更の可否を決定し、青梅市新規就農者定着支援事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

## 10 事業の中止または廃止

(1) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、青梅市新規就農者定着支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止または廃止の可否を決定し、青梅市新規就農者定着支援事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

## 11 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに青梅市新規就農者定着支援事業事故報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

## 12 事業実施状況報告書の提出

市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、補助事業者

に青梅市新規就農者定着支援事業実施状況報告書（様式第8号）を提出させることができる。

### 13 遂行命令等

- (1) 市長は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査により、補助事業が交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることとする。
- (2) 市長は、補助事業者が前号の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

### 14 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、速やかに青梅市新規就農者定着支援事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者（第6項第2号の規定により当該補助金にかかる消費税仕入税額控除税額を補助金額から減額した者を除く。）は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第6項第2号または前号の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金にかかる消費税仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

### 15 額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市新規就農者定着支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

### 16 是正措置

- (1) 市長は、前項の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることとする。

- (2) 第14項の規定は、前号の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

#### 17 補助金の支払および請求

- (1) 市長は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、第6項による交付決定後、第14項の規定による実績報告よりも前に、次号ただし書に規定する補助事業者からの請求にもとづき概算払とすることができる。
- (2) 補助事業者は、前号の規定による補助金の支払いを請求しようとするときは、青梅市新規就農者定着支援事業費補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払による補助金の支払いを請求しようとするときは、青梅市新規就農者定着支援事業費補助金概算払請求書（様式第13号）によるものとする。
- (3) 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第15項の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、青梅市新規就農者定着支援事業費補助金概算払精算書（様式第14号）を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

#### 18 交付決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。交付決定の取消しは、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団または暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (5) その他補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件、その他法令もしくは交付の決定にもとづく命令に違反したとき。

#### 19 取得財産等の管理運営等

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、取得財産等で財産処分制限期間（法定耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第15号）およびその他関係書類を、当該

期間が経過するまで管理保管しなければならない。

(3) 補助事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間内においては、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、取得財産等の管理運営等について必要な事項は、都実施要綱第11の規定によるものとする。

## 20 帳簿および関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業にかかる収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

## 21 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

## 22 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年5月14日から実施し、平成31年4月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

## 別表（第3項関係）

### 1 第3項に規定する施設等のうち補助対象外となるもの

- (1) トラック、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機械など
- (2) 法定耐用年数が5年未満のもの
- (3) 1施設、1機械、1基盤整備当たりの事業費が20万円未満のもの
- (4) 費用対効果が十分でないもの
- (5) 消耗品のみで整備または更新されたもの

### 2 補助対象経費の構成

補助対象経費の構成は次に掲げるとおりとし、事業または施設の規模および構造は、それぞれの目的に合致するものでなければならない。また、設計費、積算書作成費、測量試験費、登記料、各種届出費用等は補助対象経費として認めない。

#### (1) 工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費に区分する。それぞれの内容は以下のとおりと

する。

#### ア 直接工事費

労務費、材料費、直接経費等（その他工事の施行に直接必要な経費）であつてイおよびウに掲げるもの以外のもの

#### イ 共通仮設費

- (ア) 運搬費 機材、建設機械の運搬に要する費用
- (イ) 準備費 準備片づけ、丁張り、伐開等に要する費用
- (ウ) 事業損失防止施設費 工事施工に伴って発生する騒音、振動等事業損失を未然に防止するために要する費用
- (エ) 安全費 交通安全整理等に要する費用
- (オ) 役務費 材料置場、電力料金等に要する費用
- (カ) 技術管理費 品質・出来高・工程管理に要する費用
- (キ) 営繕費 現場事務所、試験室、労務者輸送など営繕に関する費用
- (ク) その他 数種目に共通的なその他の仮設費

#### ウ 現場管理費

工事現場の管理をするために必要な共通仮設費以外の次の費用とする。

労務管理費、地代、家賃、租税公課、保険料、退職金、福利厚生費、事務用品費、交通費、通信費、補償費、雑費等

#### エ 一般管理費

工事施工に当たり企業活動を継続運営するために必要な次の経費とする。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代、減価償却費、試験研究償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約補償費、株配当・役員賞与など不可利益等

## 令和元年度青梅市学校給食用食材料購入費補助金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、令和元年度の学校給食を実施するにあたり、青梅市学校給食会（以下「給食会」という。）の学校給食用の食材料の購入に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 補助対象経費

学校給食用の食材料の購入に要する経費のうち、米飯給食の実施にかかる経費の

一部とする。

### 3 補助金交付額

給食会に対する補助金の額は、米飯給食の実施にかかる経費のうち、1人1食当たりの単価13円に令和元年5月1日時点の青梅市立学校に在籍する児童生徒数および米飯給食の年間実施回数に乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 4 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

### 5 実施期日等

- (1) この要綱は、令和元年5月14日から実施し、平成31年4月1日から適用する。ただし、令和2年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお、従前の例によるものとする。

## 令和元年度青梅市文化交流センター嘱託職員取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市文化交流センター嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の任用、勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 身分

嘱託職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に定める非常勤の嘱託員とする。

### 3 任用

- (1) 嘱託職員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考の上、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。
  - ア 任用にかかる職務の遂行に必要な知識を有していること。
  - イ 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できると認められること。
  - ウ 法第16条の各号に該当しない者であること。
  - エ 前記アからウまでのほか、委員会が必要と認める要件を備えている者であること。

(2) 嘱託職員の選考方法については、委員会が別に定める。

#### 4 職務

嘱託職員は、青梅市文化交流センター（以下「センター」という。）に勤務し、所属長の指揮監督を受けて次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) センターの施設その他青梅市施設予約管理システム（青梅市施設予約管理システムの運用および利用者登録に関する規則（平成20年規則第15号）第2条第1号に規定する施設の使用申請受付業務に関すること。
- (2) センターおよび青梅市青梅市民センターの管理業務に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、所属長が指示する業務に関すること。

#### 5 任用期間

嘱託職員の任用期間は、採用の日から令和2年3月31日までとする。

#### 6 勤務を要しない日

嘱託職員の勤務を要しない日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日、日曜日および土曜日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日まで

#### 7 勤務時間

嘱託職員の勤務時間は、次に掲げるところによる。

- (1) 午後5時から午後10時まで
- (2) その他センターの管理業務において委員会が必要と認める時間

#### 8 勤務の割り振り

嘱託職員の勤務時間は、週30時間以内とし、勤務日および勤務時間の割り振りは、所属長が定める。

#### 9 出勤および退勤

嘱託職員は、出勤したときおよび退勤するときは、出勤表に自ら押印しなければならない。

#### 10 休暇および勤務の交替手続

- (1) 嘱託職員には、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定にもとづき年次有給休暇を付与する。
- (2) 嘱託職員は、疾病その他事故のため出勤することができないときは、やむを得ない場合を除き、出勤時限30分前までに所属長に申し出なければならない。

#### 11 服務基準

- (1) 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

らない。

(2) 嘱託職員は、執務の際は、言葉遣い、服務等を正しくし、職員としての対面を失うことのないように注意し、応接は務めて丁寧、親切にしなければならない。

(3) 嘱託職員の遂行に当たっては、この要綱に従い、かつ、所属長の命令に忠実に従わなければならない。

(4) 嘱託職員は、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(5) 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 12 賃金

賃金は日額とし、その額は委員会が別に定める。

## 13 賃金の支給方法

嘱託職員に対する前項に規定する賃金の計算期間は、月の初日から末日までとし、これを翌月の15日（この日が日曜日、土曜日または休日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日または休日でない日）までに支給する。ただし、委員会は、特別の事情がある場合は、支給日を変更することができる。

## 14 免職

委員会は、次のいずれかに該当するときは、嘱託職員の職を免ずることができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、また、これに堪えられないとき。

(3) 刑事事件に関し、起訴されたとき。

(4) 第11項の規定に著しく違反したとき。

(5) 前各号に規定するほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

## 15 退職

嘱託職員が退職しようとするときは、あらかじめ委員会に申し出なければならない。

## 16 災害補償

嘱託職員の公務上の災害に対しては、青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）により補償する。

## 17 庶務

この要綱に定める嘱託職員に関する事務は、センター担当課において処理する。

## 18 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

## 19 実施期日



この要綱は、令和元年5月7日から実施する。ただし、委員会がセンターの管理業務上必要と認めるときは、同日前においてこの要綱の規定に準じて嘱託職員を任用することができるものとする。

